

議案第26号

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年9月12日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、火気設備の規制を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和48年勝山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用</p>

ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **雨水等**_____の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 **屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。**

2 (略)

3 **屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。**

ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **その筐体は、雨水等**_____の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 **蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。**

2 (略)

3 **第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置**

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに**第2項並びに本条第1項**の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

—
(14)・(15) (略)

及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの(を除く。))にあつては、**建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。**

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに**第13条の2第1項第4号**の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備**(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)**

(14)・(15) (略)

別表第3

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	埋込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21k W以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	埋込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	80	0	—	0	
	据置型レンジ			21k W以下	80	0	—	0		

別表第3

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	埋込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21k W以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	埋込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	80	0	—	0	
	据置型レンジ			21k W以下	80	0	—	0		

上記に分類しきれないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

(略)

備考1～3 (略)

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	＝	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	＝	<u>80</u>	<u>30</u>	＝	<u>30</u>
上記に分類しきれないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

(略)

備考1～3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の火災予防条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)(又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2(新条例第10条の3第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)(の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)(のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に該当しないものについては、当該規定は、適用しない。